

審議会等の会議結果報告

1	会議名	令和４年度第１回津市いじめ問題対策連絡協議会
2	開催日時	令和４年１１月２８日(月) 午後３時３０分から午後５時まで
3	開催場所	津図書館 ２階視聴覚室
4	出席した者の名前	(津市いじめ問題対策連絡協議会委員) 倉田秀人、井田真紀、宮下敦子、西川千香子、外岡博明、福山茂、古市藤照、山口勉、鎌塚有貴、山本竜也、石神達也、井上裕顕、川合陽一郎、木原剛弘、廣岡雅子、伊藤雅子 (事務局) 津市教育委員会 教育長 森昌彦 津市教育委員会事務局 教育研究支援課長 奥田幸伸 人権教育課長 鈴木武史 青少年・公民館事業担当参事 橋本知巳 教育研究支援課主幹 岡田興昌 教育研究支援課副主幹 清長隆司、平充央
5	内容	令和４年度第１回津市いじめ問題対策連絡協議会 １ 教育長挨拶 ２ 配布資料等の確認 ３ 委員紹介及び事務局体制について ４ 会長及び副会長の選出 ５ 報告事項 ６ 協議事項 各関係機関・関係団体等の情報交流 ７ 諸連絡
6	公開又は非公開	公開
7	傍聴者の数	０人
8	担当	教育研究支援課 生徒指導・保健担当 電話番号 ０５９－２２９－３２９３ E-mail 226-3164@city.tsu.lg.jp

令和４年度第１回津市いじめ問題対策連絡協議会 議事概要

令和４年度第１回津市いじめ問題対策連絡協議会

（事務局）

それでは、大変お待たせいたしました。ただ今から令和４年度第１回いじめ問題対策連絡協議会を開催いたします。本協議会につきましては、津市情報公開条例第２３条の規定により、議事録は津市ホームページ上で公開することとなっております。ご了解よろしくお願い申し上げます。本協議会の開催にあたり、本来でありましたら委嘱式をさせていただくところですが、情報交流の時間確保のため、お手元の封筒に入れさせていただいております。委員の皆様これからどうぞよろしくお願いいたします。それでは開会に先立ちまして、津市教育委員会教育長 森昌彦がご挨拶申し上げます。

１ 教育長挨拶

（森教育長）

皆さんこんにちは。教育長の森でございます。本日は令和４年度第１回津市いじめ問題対策連絡協議会、大変お忙しい中、ご参集を賜りましてどうもありがとうございます。また平素は津市の教育行政に対しまして、格別のご理解とご協力を頂いてることを感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、このいじめ問題対策連絡協議会でございますが、これはいじめ防止対策推進法の第１４条の第１項に基づいて設置をされている会でございます。いじめの防止等に関係する機関及び団体に関係する皆さんにお集まりをいただきまして、情報交換及び協議を行うということで大変大切な会議でございますが、実は３年ぶりの開催ということです。この２年間はコロナウイルスの感染対策ということで、開催することが出来ませんでした。やっと今年開催することができまして、大変感謝しているところでございます。この２年間でございますけれども、令和２年度につきましては、多分コロナ禍で臨時休業があったり、ソーシャルディスタンスを取るというふうなことが求められて、子ども同士のコミュニケーションが恐らく薄くなったこともあって、実はいじめの認知件数は全国的には大きく減っているというふうな状況がございました。ところが令和３年度

は、認知件数も増えているというふうな状況、その認知件数が増えていることがどうということよりも、この増えている原因が、もしかしたら行動制限等で子どものストレスとか、そういったことがあるのであれば、大変心配しているところではございます。今日はぜひ、学校や園の現状を共有していただくということであったり、また子ども達を受け止めていただいている様々な関係機関の皆さんから情報を頂いて、今後の津市の取組に活かしてまいりたいと思っておりますので、どうか本日はどうか限られた時間ではございますがよろしく願いをいたします。

2 配布資料等の確認

(事務局)

事務局より配布資料の確認

3 委員紹介及び事務局体制について

(事務局)

それでは続きまして、委員及び事務局の体制についてですが資料の1、委員名簿をご覧ください。及び資料1の委員名簿の後ろには座席表の方がございますので、合わせてご覧いただきますようお願いいたします。本来であれば自己紹介をさせていただくところではございますが、委員の皆さんの情報交換の時間確保のため名簿及び座席表をご覧いただくことで紹介に代えさせていただきたいと思っております。なお、お手元の資料1にございます津人権擁護委員協議会津地区委員会の倉田様、並びに津地方法務局の西川様、このお二方におかれましては事前に欠席をされるということでご連絡いただいておりますのでご報告いたします。当協議会は18名の委員様で構成していただいております。本日は16名の委員様にご出席いただいておりますので、津市いじめ問題対策連絡協議会条例第6条第2項に定める開会に必要な委員数に達していることをご報告いたします。

4 会長及び副会長の選出

(事務局)

それでは続きまして事項書4会長及び副会長の選出をお願いいたします。資料2津市いじめ問題対策委員対策連絡協議会条例第5条により、本協議会に会長及び副会長を委員の互選により定めるとい

う事となっております。こちらにつきましていかがいきたいと思います。事務局一任の声をいただきましたが、ご一任いただいてもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは本協議会の会長を三重短期大学の鎌塚有貴様をお願いしたいと思います。委員の皆様いかがでございましょうか。拍手をもってご承認いただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。続きまして本協議会の副会長を津市小中学校校長会会長の外岡博明様をお願いしたいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。拍手をもってご承認をお願いいたします。ご承認いただきありがとうございます。津市いじめ問題対策協議会条例第6条第1項に会長が議長となるとありますので、これから先の議事につきましては鎌塚会長、外岡副会長に進行をお願いいたします。それでは会長、副会長席にご移動をお願いいたします。ありがとうございます。なお、本日は委員の皆さんに大変お忙しい中ご出席をいただいておりますことから、協議会につきましては17時の終了を目途に進行させていただきたいと思っておりますので、議事の進行にご協力よろしくお願いいたします。それでは会長、副会長に議事の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(鎌塚会長)

三重短期大学の鎌塚と申します。専門の憲法で私は短期大学の教員としてはよく学生とは関わっているんですが、大学生ぐらいになるといじめというものはあんまり発生しませんので、今日はこちらに出席させていただいて勉強させていただくつもりでおります。どうぞ宜しくお願いいたします。

(外岡副会長)

津市の小中学校校長会の会長しております外岡です。敬和小学校の校長をしております。本日2年ぶりに開催されるこのいじめ問題の対策協議会、本当に各所から様々な方が御参加いただいて、いじめ問題についてこういうような形で情報共有させていただけることを非常に貴重な機会と捉えております。本日は鎌塚会長を補佐させていただいて、議事が滞りなく有意義な時間になるよう協力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

5 報告事項

(鎌塚会長)

それでは事項書にそって進めていきたいと思います。事項書5番の報告事項についてです。津市立小中学校におけるいじめの状況及び今後のいじめの防止に係わる方向性について、事務局から提案をお願いします。

(教育研究支援課長)

失礼いたします。教育研究支援課長の奥田でございます。着座にて失礼いたします。それでは津市立小中学校におけるいじめの状況についてご説明申し上げます。まず資料3-1をご覧ください。これまでのいじめの認知件数の推移を見てみますと、平成26年度の小中学校における認知件数124件に対しまして、令和3年度は573件のいじめが報告され、およそ約4.6倍となりました。これは三重県、全国でも同様の傾向が見られ、三重県が約4.7倍、全国が約3.3倍の増加となっています。いじめについては平成25年にいじめ防止対策推進法が施行され、いじめについて、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒との一定の人的関係にある、他の児童生徒の行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと再定義され、積極的な認知が進められるようになりました。認知件数の増加につきましては、このような背景もあると考えております。

次に令和3年度に報告されたいじめの10月末現在の状況についてご説明申し上げます。小学校は報告があった436件のうち約98パーセントにあたる428件が、中学校は137件のうち約91パーセントにあたる126件が解消済みとなっています。取組中の19件については教育相談や保護者との連携、日々の観察を続けるなど、慎重に児童生徒を見守り続けながら取組中としての報告がありましたが、いじめの解消については平成29年3月に文部科学省によって、いじめの防止等の為の基本的な方針が改定され、解消の要件として被害者に対する行為が止んでいる状態が相当期間、3ヶ月を目安とされておりますが、継続していることが付け加えられ、この事から各学校が慎重に見守りをしているという状況にあると考えられます。

次に学年別の認知件数を見ていただきますと、どの学年でもいじめが発生している状況がございます。こちらの項目は、以前は男女

別の表記をしておりましたが、調査項目が令和３年度より男女別でなくなったことから、合計数で表記しています。

最後にいじめの対応別件数につきましては複数回答可の結果となっておりますので、ご了承頂きますようお願いいたします。小中学校共に冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるというものが最も多く、小学校では１６６件で３６パーセント、中学校では８３件で５８パーセントを占めています。これに仲間外れ、集団による無視をされるというものを合わせると、主に言葉によるいじめが小学校で全体の４６パーセント、中学校で全体の６３パーセントを占めています。それに対してぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする、酷くぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりするという暴力を伴うものが小学校で３０パーセント。中学校では１１パーセントとなっています。またＳＮＳのトラブルについては一般社会でもよく取り上げられますが、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるというものが小学校で１０件２パーセント、中学校で１３件９パーセントありました。暴力を伴ういじめやパソコン、携帯電話に関わるいじめの件数は増加傾向にあります。次に資料３－２をご覧くださいますようお願いいたします。今年度９月末時点で小学校２２１件、中学校３５件、計２５６件となっています。次に認知したいじめの状況でございますが、先程も申しましたとおり３ヶ月を目安に見守りを続けてることから、取り組み中の学校が多くなっています。続いて令和４年度６月末までに報告されたいじめの態様については、小中学校合わせて冷やかしからかい悪口また仲間はずれ、無視をすると主に言葉によるいじめが４９パーセントを占めています。それに対してわざとぶつかられたり叩かれたり蹴られたりするという暴力を伴うものや、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりするものが合わせて３２パーセントとなっております。

今後につきましてもいじめ防止対策推進法やいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づいた対応の徹底を図り全ての児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことが出来るよう指導及び支援してまいります。

なお、対応別の中にあります金品をたかられるというものでありますが、こちらはコンビニエンスストアでおごってくれと言われたりとか、遊ぶ時にお菓子を持ってきたほしいと言われたりというようなものでありました。また金品を隠されたり盗まれたり壊された

りというものは、主に学校の中で消しゴムを勝手に持ってかれたりとか、スリッパを隠されたりとか、また消しゴムに穴を開けられたりとか、そういう日用品にいたずらをされるというものが大部分であります。また嫌なこと恥ずかしいこと危険なこと、この危険なことという事ですが、危険なことにつきましてはコンパスの針を向けられたというもの、それからブランコから飛んでといわれたもの、それから水筒でお茶を飲んでいる時に、そのまま抑えられて苦しかったというものが上がっていました。パソコン、携帯電話等に関わるものでありますが、昨年度から1人1台端末が学校の方に導入されました。そのG I G A端末を使ってのいじめ、嫌なことをしたというものにつきましては3件ほど昨年度報告が上がっています。内容につきましてはアプリケーションのメッセージ機能を使って悪口を言われたという様なものでした。今年度につきましては改めて使い方について指導をいたしましたので、今年度については現段階では上がっておりません。以上でございます。

(鎌塚会長)

ありがとうございます。それでは委員の皆様からご質問ご意見等があれば挙手をお願いいたします。

(川合委員)

1点質問してよろしいでしょうか津市人権・同和教育研究協議会の川合と申します。課長様からご報告のあったいじめの状況でございますけども、この中でいわゆる重大事態と認識されるべき事案は0というふうに考えてよろしいでしょうか。

(教育研究支援課長)

昨年度、今年度共に0というふうなことで、報告は上がっておりません。

(鎌塚会長)

川合さん宜しいでしょうか。他の委員の方はご質問ご意見等いかがでしょうか。

(外岡委員)

すみません、各月のいじめの認知件数のほうで表の中で6月が非常に突出してるんですが、昨年度も大体こういうふうな傾向ですか。

（教育研究支援課長）

6月から7月にかけて各学校はいじめのアンケートを実施しますので、どうしても6月、7月のいじめの報告が多くなっています。

（鎌塚会長）

その他いかがでしょうか。

6 協議事項

（鎌塚会長）

それでは皆様からご質問等がないという事ですので、次の議題に移りたいと思います。事項書の6番協議事項の(1)各学校、園におけるいじめ等の状況や、関係機関に寄せられている相談状況等についてに移ります。それぞれの委員の方から情報を出していただいて、情報共有をしたいと思います。本日は様々な関係機関や団体の方々にお集まりいただいておりますので、それぞれの機関同士の連携に繋がる情報交換をしていただきたいと思います。まずは各学校でのいじめや、いじめの認知の状況や、子どもたちの状況についてお話を伺いたいと思います。なお発言につきましては時間の関係上おひとり2分以内でお願いします。それでは校長会から順番にお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

（外岡副会長）

津市の小中校長会のほうから、特に小中校長会の中で、いじめについて具体的な事案が出てきてるってわけじゃないんですけど、最初お話をあったこのコロナ禍において、そういった子どものストレスがいじめの認知件数の増加につながっているという印象は、少なくとも自分のところであまり感じていません。やはりいじめの認知件数の増加というのは、最初課長が言われたように、いじめというのはどういうふうに捉えるかというような、その理解がやはり教育現場の中で進んできて、年々そういった認知件数が上がってきてるのかなというふうに思っています。当然学校ですので、学校というのは子ども達がたくさん集まってきて、その中で集団生活をする中

で、いろんな子どもたち同士の関わりが生まれてきます。それはもちろん温かな関わりだけではなくて、例えば時には喧嘩をしたりふざけたり、からかったり噂話をしたりとか色んなトラブルも当然発生するし、ただ学校というのはそういった子ども達が人と関わりながら、色んな人との関係づくりを学ぶ場というふうに思っています。人を傷つけたりとか傷つけられる、その事の痛みをきちんと知って、そのことに対してきちんと自分自身で反省して謝ったり、それからそういった人が傷つけられるような場面を見て、見過ごさずちゃんとそのことについて声をかけたり止めたり、そういったことが子供たちが社会に出て行くまでにきちんと力として付けられる、そういったことが学校の役割かなというふうに思っていますので、子どもたちの色んな人との関わりの失敗も含めて、そこから色んな事を学ばせるということ、それを学校としては頑張ってやっていきたいなと思っています。以上です。

(鎌塚会長)

ありがとうございます。それでは高田中・高の福山さんよろしくをお願いします。

(福山委員)

高田中・高等学校の福山と申します。中学生600人が年に3回学期ごとにいじめアンケートしておりますけれども、大体そのいじめのようなものが分かってくるのは、本人が訴えるというよりも、友だちから、だれだれ君がだれだれ君にからかわれている云々って事で分かってくる訳です。それで、被害を受けているだろう本人から聞いたりすると、大したことないよという場合と、少し困ってるという場合があったりして、なかなかいじめというのが、被害者本人が気軽にと言いますか、相談をしにくいのかなというのが、我々教員にとっても、今後の課題なのかなと思います。後はそうやって見える部分というか、まだそうやって訴えてくる部分があれば良いんですけども、潜伏している部分というのがかなりあるとするならば、やはり日頃からの懇談だとか、子どもたちとのふれあいというのが本当に大事なのかなというのは、改めてこういう会に出させていただくといつも思います。以上です。

(鎌塚会長)

ありがとうございます。それでは次にセントヨゼフ女子学園の古市さんお願いします。

（古市委員）

失礼します。セントヨゼフ女子学園の生徒指導部長をしております古市です。セントヨゼフも学期に一回アンケートをしておりまして、そこで何かあったら直ぐに対応できるようにしております。あと、本校は生徒1人1台iPadを持っておりますので、そこでいろいろ何かあったらすぐ連絡が取れるようにというかたちで指導もしております。今回、コロナウイルスの感染拡大ということもありましたが、その拡大期間の間、本校もオンライン授業をしておりまして、コロナウイルスの影響でいじめが起こるということは無かったと思います。また日頃から、コロナウイルス感染による誹謗中傷をしないように生徒指導部のほうでお話や、保健のほうからもお手紙などを配布しております。そういうことによって、コロナウイルスが今回起こって、いじめが起こったということはありませんでした。以上です。

（鎌塚会長）

ありがとうございます。それでは次に、三重大学教育学部附属中学校の山口さんお願いします。

（山口委員）

失礼します。三重大学教育学部附属小学校と中学校あるいは特別支援学校、幼稚園というふうにあるんですけども、主にその小、中の状況としましては、数年前には大きな事案が起こったりもしておりました。そもそもこの法が規定をしておりますいじめの定義というのが、かなり幅広く捉えておりますので、ちょっとした言葉であったりとかというの、捉えた側が辛いなと思えば、それはいじめであるという認識ですので、やはり法に基づいて幅広く捉えていく。もちろん本校も学期に一度ずつのアンケートをしておりますけれども、それだけではなくて、平時の子どもとのやりとりの中でのノートへの書き込みであったりとか、そういったあたりから捉えて、細かく子どもたちとコミュニケーションを大事にしながら切り取るという中から、幅広くいじめを捉えて認知していく。それで、法に基づいてまず学校がやるべきことをきちんとやるということが

まず第一であって、ちょっと大きくなったというか問題になった事案を見ておると、やはり初期の段階での認知がちゃんとできていなかったりとか、学校として取るべき方策が取れていなかったりとか、初期段階での対応、初期対応がやはり上手くいってなかったなというのが過去の事例を見てとても思うところで、私どもの学校としては幅広く捉えて迅速に対応していくということ、そこに重点を置きながらやっておるところでございます。特に、小学校でよく担任の先生が特に中心になりますので、担任のところで情報が止まってしまうということがないように、学校全体で捉えられるようにというところを徹底して職員に伝えているところです。今のところ大きな事案はありません。ただ、法に基づいて認知をしておりますので、認知の件数としてはそこそこの件数がございます。以上です。

（鎌塚会長）

ありがとうございます。現場の情報を聞かせていただいて、先生方が様々に取り組んでいらっしゃるとうよくわかりました。それでは、保育園、幼稚園についてはいじめという捉え方に限らず、園児同士のトラブルとか問題行動という点を含めて、状況を教えていただきたく存じます。これは挙手でご発言いただければと思います。お願いします。

（倉田委員）

つ保育園の園長の倉田と申します。市内に私立保育園は32園ありまして、その組織の中で、津市の保育の充実を目指して、いろいろ意見交換とか情報交換をしているところでありまして、いじめは以前から大きな社会問題の一つとして、中々解決できない問題になっていると思います。保育園としましては、0歳から5歳までの園児を預かっておりまして、0歳から2歳までの乳児は、人格とかそういうのはまだできていないと思います。3歳から5歳になりますと、人格の基本が形成され、精神的肉体的にも成長期に入ってきますので、いじめというふうな捉え方はしてないんですけど、やはり子どもですので、喧嘩をしたりおもちゃの取り合いをしたり、そういうのがいじめの芽生えと言えましょうということになると思うんですけど、保育園は登園までと降園後は保護者が一緒にいますし、登園してからは保育士が見守りをしたり、保育の指導をしておりまし

て、子どもから目を離すことがほとんどありませんので、保護者からも保育士からもいじめがあるとか、子どもの様子なんかを見てそういうことがあれば報告がありますが、今のところそういう報告はありません。それで、保育園は、小さい子どもが友達と楽しく遊び、保育園は楽しいところという認識の下に保育をしておりますので、そういう状況です。

（鎌塚会長）

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。西川さんお願いします。

（西川委員）

津市の千里ヶ丘幼稚園の西川です。お願いします。幼稚園では、保育園さんと同じように初めての集団生活になりますので、今まで自分の思うままに過ごしていた子どもたちが、初めて同年齢の子どもたちと関わる中で単純に物の取り合いであったりだとか、Aちゃんと外で遊びたいのに、中で遊ぼうと言ったとか、別の子と遊んでいるなどというように少し自分の思いと違うと、その時点でいじわるをしてきたというような表現を使うこともあります。そこで、やはり教師がその言葉だけに惑わされずに、何があったかじっくり話を聞いて思いを伝えて、いじわるじゃなくて、Aちゃんにはこういう思いがあったんだよということを、一つ一つ紐解いていくというのを保育だと思ってますので、そういう言葉だけに惑わされずに日々関わっています。その中で、最近気になるなと思うのは、今までは思いをぶつかり合って、少しずつ相手の気持ちを知っていくという流れになっていったんですけど、この頃はもう既に入園したときにもうぶつかるのが嫌で、我慢をするという子が増えてきているなというのが自分の感覚です。なので、いつも強く思いを出している子が、相手にそれはしたくないと言われて考えるきっかけになるんですけど、なかなか待っていてもそれは嫌と言えずに、大人はそれはダメだよともちろん指導するんですけど、なかなか強く出し過ぎる子は強く出し過ぎたまま、言えない子は言えないままになってしまっているという部分が気になっていまして、その援助というのがすごく難しいなというふうに思っています。コロナがどうかはわかりませんが、やはり経験不足、人との関わりの中

での経験不足、あと、表情を読み取る力が少し弱くなっているのかなというのは少し感じるがあります。以上です。

（鎌塚会長）

ありがとうございます。宮下さんお願いします。

（宮下委員）

すみません、津市私立幼稚園協会の代表で大川幼稚園の園長の宮下と申します。お願いいたします。今、千里ヶ丘幼稚園さんのお話にもあったんですが、満2歳から5歳が在園しておりまして180名ぐらいなんですけど、全職員で見渡せるような環境ですので、職員間での情報交換というのは常々しているんですが、やはり大体子どもたちが泣いていて、それを友だちが先生に伝えるというパターンと、お家へ帰って保護者の方に、今日は誰々君に何か言われたとか、叩かれたとか噛みつかれたとか、そういうことを保護者の方にお伝えをしていただいて、それが園へ伝わってくる場合と沢山あるんですけども、大体幼いお子さんなので、お母さんからの情報だとか、周りで見えていたお友だちの情報で何となくわかるんですが、その子の育ちとか、まだ言葉があまり出なかったりとか、伝達力がまだまだ幼いというような感じも踏まえて、担任解決というところと、保護者との連携というのが必須にはなってくるんですが、本人さんがあんまりそういう意識もなく、ちくちく言葉とかそういった言い方をするんですが、意識もなく言ってしまう、ただ今日は遊びたくないから遊ばないとかという罪悪感とかそういうのも無しにして言う場合があって、それが積み重なってしまったりとか、そういうのが保護者の方が困るという感じで言ってこられるパターン。先生方がおっしゃられるように、本当にこれも一つ経験としてすごく悲しい思いをした、僕は嫌だな、お友達にはそういうことをしないでおこうねというのがのが一つ一つ経験なんですけれども、そう上手く解決する場合と、保護者の方が盛り上がってしまいまして、何というんですか、もう絶対に遊ばさないでとか、保護者同士がこういうふうなトラブルに発展する場合というのが、子ども同士よりも保護者の、やはり現場を見ていらっしやらない、そこらへんが園としては、そこを大きくしないうちに未然に防ぐといったらあれなんですけど、というところが園として、子どもは納得して普通にまた

次から遊ぶんですけれども、後からしこりが残ってしまう場合が、園としては悩みの一つかなといった感じです。以上です。

（鎌塚会長）

ありがとうございます。井田さんお願いします。

（井田委員）

津市公立保育園・認定こども園長会の代表させていただきます。すつうぽっぽの井田と言います。よろしくお願いします。先ほど倉田先生からもお話があった通り、保育園は0歳児から就学前までのお子様が、園によって規模は違いますけれども、初めて家庭以外の社会と出会い、友だちと一緒に生活する中で、思いがぶつかり合うことや、悪いことばかりではなくて、友達がいるから楽しいといった社会経験を積み重ねていくところです。先ほどもお話がありましたが、本人は何気なく言っていることや、前の日には「明日、遊ぼうね」と言っているのに、「僕は今日はこの子と遊びたい」と次の日には思いが変わってしまい、約束をしたのに遊んでくれないというような思いが食い違うことがあります。職員は子ども達の様子に目を配り、思いの食い違いなど何か問題が生じたときには、そのいきさつや子どもの思いを聞き、寄り添いながら相手の気持ちに気づいていけるよう丁寧に関わっています。しかし、保護者さんが見ていないところで起こったことに対して、子どもの話を聞くと不安になられる保護者さんがみえて、子どもは保育の中で解決できたことであっても、保護者にとっては簡単に解決できないこともあります。また、すぐ保護者の方が言ってくださると、すぐ対応をして解決できることであっても、いくつかの要因が重なってきて、それを後から聞いたりすると、問題が複雑化して解決がすごく難しくなっているところであると思ったりしています。

（鎌塚会長）

ありがとうございました。津保育園・幼稚園ならではの成長段階に応じた対応を取っていただいているということでありました。ありがとうございます。

それでは続きまして、学校、園から状況をお伝えいただいたところでございますが、関係機関や関係団体といったところからいじめ等について寄せられている相談の状況ですとか、行っていただいて

いる取組、学校と園との連携や支援等についてお話いただきたいと思います。こちらも挙手制でお願いいたします。関係団体の皆様いかがでしょうか。お願いします。

（山本委員）

中勢児童相談所の山本と申します。児童相談所の仕事は多岐にわたるんですが、幼稚園、保育園、小中学校でのいじめ問題に関して、児童相談所が直接対応するということはあまり多くはないのが実情ではあります。ただし、例外というわけではないんですけれども、社会的養護、里親家庭であったり、児童養護施設で生活しているお子さん方が通っている幼稚園、小中学校、高等学校等でいじめの加害、被害、両面あるんですけど、その当事者になった場合というシチュエーションでは、児童相談所長が措置権者として、里親家庭というのを養育の委託や施設入所を決定しておる立場がありますので、社会的養護下の児童が加害側であれば、加害児童への指導、それから被害者への謝罪対応等を行う場合もございます。被害側になってしまった児童に関しては、多くの児童には保護者が親権者おりますので、親権者さんへの報告、対応の状況報告というようなことは児童相談所が担う場合がございます。あと、いじめ問題で児童相談所が関与するもう一つの理由としましては、いじめを受けた側、児童相談所の関りが全くないという前提ですけれども、その状況において、被害児童さんの側が強い被害感情を持って被害届を警察署へ提出された場合、その場合、子どもの年齢にもよるんですけれども、場合によっては児童相談所へ警察署さんから、加害児童の触法児童としての通告というのが出される場合があります。その場合においては、児童相談所が加害児童に対する指導を行うということになっております。もう一ついじめということであるのは、三重県下には10箇所児童養護施設があるんですけれども、その施設内で起きる子ども同士のいじめ問題というのは、散発的に起きております。児童養護施設は三重県内に10箇所と申しましたがそのうち5箇所が津市内に存在しておりまして、それぞれ幼稚園、小学校、中学校、高等学校へ通っておられます。多くの施設は大体異なる学年の児童集団5、6人ぐらいのユニットというような単位で生活を共にしておりまして、それぞれ子どもたちには入所に至る背景があり、個性があって、発達上の特性もあるという子どもたちの共同生活ですので、時には暴力であったり、金品の搾取であったり、威圧

的な言動というようなことが子ども間で起きてしまうことがある。児童相談所も1箇所ではございません。6箇所ありますので、津市内で暮らす、養護施設で暮らす子どもたちにも、様々な北勢児相であったり、鈴鹿児相であったり、中勢児相であったり、措置を受けて入所している子どもも、担当児相はばらばらです。そういった事案が起きた場合は、担当児相が児童に対して、施設さん、それから所属先小学校、中学校、幼稚園さんなどなど、捜査の対応、協議の場を設けて、加害児童への指導と被害児童の保護について、協働して対応していくという体制をとっております。概ね児童相談所の取組としては以上となります。ありがとうございました。

（鎌塚会長）

山本さんありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。お願いします。

（廣岡委員）

津市スクールカウンセラー代表の廣岡と申します。よろしく願いいたします。いじめ問題については、やはり被害にあった児童生徒が、自らSOSを出すというのはなかなか難しい、それをどう拾っていくかがとても大事になると思います。もちろん学校の先生方は頑張って下さっておりますけれど、個人個人の教育相談を丁寧に行うとか、それから最近はSOSを出させるためにどうしたら良いかということで、担任がクラスで自分の経験として自分が困ったときに助けてもらったらすごい良かった、相談して良かったということ話をしていくと、子どもが相談しやすくなったという研究もあつたりしますので、そういうこともお願いしたいんですが、スクールカウンセラーとしては、なかなかいじめ事案というのは、タイムリーに日々学校の先生たちに対応してもらってますので、スクールカウンセラーが週一回とか、月に二回とかの勤務ですと、もちろん毎日関われるわけではなく、いじめが発生した後の心のケアとかになってくるわけですが、私はスクールカウンセラーとしてスクールカウンセラーだよりということで、いじめ防止のこととか、ストレスマネジメントについて全校生徒にお便りを配っていただくということをやっております。それでスクールカウンセラーは事後対応になってくるのですが、予防的な対応としてはそのお便りぐらいしかないんですけれど、授業として学校でお使いいただきたいなと思う

んです。いじめとは何かとか、ストレスマネジメント、アンガーマネジメントをどうしたらいいかっというのと、今、大きな課題である子どもに社会性をどう養っていくか、本当にコロナ状況になって、人と良い関係を作っていくという経験が減っているのと、マスクもあって表情を読み取りづらい、そのへんが苦手なお子さんがこれから増えていくと思うので、そのへんもスクールカウンセラーを上手に学校で活用していただいて、未然防止というか、予防にしていきたいなと思います。特に、発達障がいのお子さんが、発達障がいの傾向をもったお子さんが被害側になったり、加害側になったり、複雑な状況になって、そこに保護者さんが絡んでくるともう大変という感じですので、どうぞスクールカウンセラーもご活用ください。

(鎌塚会長)

廣岡さんありがとうございます。川合さん。

(川合委員)

最近の報道でも三重県全体で令和3年度は4268件の認知件数があって、前年度比で504件の増加、いじめ防止対策推進法施行以来最大だという報道がありました。令和3年度の、津市の場合573件のうち、解消率が高いですね、428件小学校は96パーセント、中学校は126件で91パーセント、ただ増えているだけなんです。これはやはり、平成18年度の定義の見直しで、発生件数から認知件数に変えましょうということで、大津の事件が起こったとき7万件程度だったものが2019年になれば61万件ぐらいになってますよね。認知件数が多いということは、やはり初期の段階で各学校の先生が、各学校、園の先生たちが初期の段階でしっかりとそのいじめの芽って言うんですかね、それをしっかり見ていただいているからかなというふうに思ってこの数字を読ませていただきました。ただ、今16支部の支部交流会に出向いております。その中で、解消に向けて取り組み中やという小学校が8件ありますよね。中学校が11件ありますよね。その中で例えば学級の課題として、いじめ問題があったときに、その解決に向けて教師と子どもがつながって、その解決に向けてどんな取組をして、その差別を解消していったのかという成功体験を出すことが、あらゆる差別の解消のための道筋を教えることになるんだということを発信しています。です

ので、いじめの见えない部分っていうんですかね、それをしっかりと学級の子どもたちが、自分も大切、相手も大切だという思いになったときに、友だちの様子が変わって思ったときに、それを課題にして、それをどういうふうに解決していくのかという道筋をきっちりと示していくことは、やはりすべての差別の解決の解消に向けての道筋を学習していくんだなということを訴えております。以上です。

(鎌塚会長)

他の方はいかがでしょうか。例えば警察の方だと、学校との連携とか、いじめの対応別件数を見てもほとんど刑法に触れるようなものも多いので、年齢で関係ないとおっしゃるかもしれませんが、そのような情報の共有とか、対応するための見解を教えてくださいませんか。

(石神委員)

それでは私から私から回答します。現状、津署においては、重大ないじめ事案として認知しているものはありません。おっしゃったとおり、警察の立場では、事件性の有無についてまず目が向いてしまうところがあります。先ほど児相さんの発言にありましたが、14歳未満の少年に関しては基本的に罪を構成しません。ただ、触法事案という取扱いが可能ですので、やるべき事件については取扱いすべきものと考えています。

また、幼稚園さんの方でお話がありましたように、先行して子どもたちの親が事案に関わることによって、子どもの問題から逸脱して親同士の問題になってしまうようなことについては懸念がありますので、その点について気を付けておかなければいけないという認識でいます。

警察の取組として、津署には中勢少年サポートセンターというものがあり、こちらではいじめに関する相談の受付もしております。そうした相談をされたい御家庭がありましたら、一度ご相談いただければと思いますので、よろしくお願いします。

(鎌塚会長)

ありがとうございます。井上さんはいかがでしょうか。

(井上委員)

やはり警察としても、こういったいじめ問題に対して、やはり早期に警察の方でも介入をさせていただいて、警察の立場としてお手伝いを何かしらできるものであればというかたちで、積極的に介入していくことは指導しておりますので、そういったかたちで、広く学校の方ですとか、学警連、教育委員会の方ですとか、児相の方ですとか、というかたちで情報を共有、広くできたらなと思っておりますので、どんな些細なことでも、まずはご相談というかたちでいただければ、対応策をともに模索できたらと考えております。

(鎌塚会長)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。P T Aの保護者の皆さんから見て、そういった子どもたちの様子とか、どれぐらい把握されてるかなどありましたらお願いします。

(木原委員)

僕P T Aなので保護者としてなんですが、幼稚園・保育園の先生方がお話されたように、子どもたち以上に保護者のほうが過熱してしまって、子どもたちに保護者が、お互い遊んではいけないよというかたちで、子どもの思いとは違う方向に保護者の思いが先走っていくというので、トラブったなんていう話は時々聞きます。幼稚園、小学校の低学年なんかも、やはり帰って来た子どもが、学校であったことをそのまま素直に報告して、保護者が勝手にそれを読み解く中で、過熱してしまうみたいなことがあるので、早期にいじめを認知して、子どもたちにしっかりと相手の思いとか、その言葉を発したことによってどう思ったとか、思われたとかいうのを、発生件数より認知の部分を大切にしていこうということが、もう一回保護者にもしっかりとお伝えしていった方がいいんじゃないかなって気がします。僕ら世代の中ではやはり、発生してないといじめじゃないとか、いじめの感覚ってこうイコール暴力みたいな感じで捉えられてる保護者も実際におられて、「それいじめなん」というような理解の方と、ものすごく今マスコミの中で取り上げられているので、非常に過剰に反応しすぎてしまうというような保護者の方というふうにおられるので、その辺りも含めて、保護者に向けて今の問題の在り方とか、それが起こった時に子どもたちがどうそれを捉え

て、克服していかなきゃいけないのかということを、しっかりとやはりどっかでお伝えできればなというふうには思っております。

（鎌塚会長）

木原さんありがとうございます。それと教育委員会のほうでは学校との連携のほうはいかがでしょうか。

（伊藤委員）

ありがとうございます。学校の方との連携なんですけども、今隣で廣岡委員のほうがスクールカウンセラーということで、意見をお伝えいただいたんですけども、やはり、このコロナ禍の中で、子どもたちが先ほどから、表情が見えないとか、ストレスだという話もあるんですけども、なかなか担任の先生とか色々なところへ伝えていくという事が非常に難しいと思うので、どこでもいいから、とにかく困ったことがあったときに、伝えられる場所、そういうものをできる限り多くの子どもたちに周知をしたいというふうに思っています。それが、スクールカウンセラーさんであったりとか、学校の先生であったりとか、養護の先生であったり、親御さんであったりとか。それでもう一つの機関が、今日、付けさせていただいている資料5の一人で悩まず相談しようという相談機関の一覧表、これは県の方が発信していただいている物なんですけども、こういったものと津市の方で指定させていただいているものがあれば、それも合わせてできる限り、学期の随所に、年に一回とかではなくて、学期に一回とか二回とか発信をさせていただいている状況があります。このそれぞれの受け皿になっていただいている団体さん、今日も警察さんとか児相さん来てもらってるんですけども、相談窓口によっては傾聴して聴き置いていただいて、いつでも言ってきてねというふうなものもあれば、解決に向けてもし良かったら学校へ伝えるよというふうなことをやり取りをしてもらっている、そういった機関もあるんですけども、私も全部が全部把握させてもらってるわけではないんですが、今日もし来ていただいている機関さんのほうで受けた案件を、どのようなかたちで対応していただいているのかというのを少し聞かせていただければありがたいなと思うんですけども。お願いいたします。

（鎌塚会長）

ありがとうございます。それぞれの機関の立場から積極的にいじめの認知に向けて動いていただいているということが分かりました。それでは、ここからは意見交流という形で、皆様方で意見交換をしていただきたいと思います。それぞれの今お話いただいた情報を元に、ご意見やご質問を述べていただければというふうに思います。挙手でご自由にご発言ください。

（外岡副会長）

いいですか。すみません、今、伺っていく中で、まずこのいじめの認知に対しては、その最初の段階でどういうふうにそのことについて捉えるかって、事実確認ってやはりすごく大事なというふうに日々の学校現場の中では思っています。先ほど幼稚園の先生のほうからもあったように、子どもたちの言っている言葉、それは例えば教師に対してもそうだし、家でお父さんお母さんに話すときも、その子が見たその子の視点で主観的に話すので、客観的な事実としては嘘を言っていないんだけど、食い違うという部分が往々にしてあって、それでそう言った部分で客観的な事実が何で、何が起きているのかということをもまず僕たちは正確に掴まないと、その後の対応がやはりズレていってしまうというふうなことを凄く感じます。そのために先ほど福山さんとか、山口さんのほうが日々の色んな活動の中でアンテナ高くして、子どもたちの教育相談であるとか、そういったところできちんと子どもたちの話を聞いたり、様子を見たりしながらその変化をとというのは本当にそのとおりだなというふうに思いながら聞かせていただきました。それで一点先ほど木原さんのほうが、自分たち親の世代がいじめをどういうふうに捉えていたかというのは、僕は全く同意見で、昭和61年であるんですけど、いじめの定義がされたときには、やはりすごく継続的に弱い立場のものを深刻な状態で被害を与える、それがいじめだというふうな定義をされていた、それが今、凄く変わってきていますよね。でも変わってきているというのは、僕たち教育現場におるとそのことは強く意識するんですけど、多分30代、40代、50代の方は、自分たちが経験してこられた小中学校の頃はいじめというふうな感覚で考えていったときに、何でこれがいじめなんやって感覚で思われるところもあるし、逆に行動が先行していく中で、何でこれ放っとくんやみたいな、全くその客観的な事実とは別の部分で、子どもの思いよりも先に親御さんの思いの方が先行して、もう子どもと遊ばせ

るなというふうなかたちで突っ込んでこられることもあります。自分の学校の中でも客観的な事実より前にお父さんの方が過熱して、子どもと遊ばせるなというふうにこられることあったんですけど、子どもたちがこのことを解決していくのは、子どもたちの関わりの中でしか解決出来ていかないから、学校では遊ばさないとか一緒にしないということは出来ない、あくまでも子ども達と関わらせながら子どもたちとの解決を図っていくんやということを、ずっとお父さんと議論しながら、お父さん理解していただくのに結構時間がかかりました。そういうふうなこともありました。内容にもよるとは思うんですけど、そういった部分の子どもたちとの関わり方を、しっかり作っていくということが大事ななというふうに思います。

（鎌塚会長）

ありがとうございます。他の委員の方、ご意見いかがでしょうか。今のお話についてでも、結構ですし、それ以外の話題でも結構です。

（伊藤委員）

先ほど外岡委員の方からあった定義のことなんですけども、冒頭、奥田課長の方からあった基本方針の中に定義がうたわれておりますけれども、やはり定義がうたわれてから学校現場のほうも、やはり一人一人の教員がこの定義がきちんと理解出来てるかどうかというふうなところをすごく自分たちは思いました。学校によってそのケースの状況であったりとか、内容であったりとか、やはりまちまちというか、少し差があるかなというふうなことを感じましたときに、そのときからもう3、4年ぐらい前だと思うんですけど、毎年年度初めに校長先生たちが集まっていたときの資料に、いじめの定義をリーフレットみたいなものにしまして、それを周知をさせていただいて、年度の始めに学校でそれを確認をしていただくようにということでお願いをさせていただいております。今、この定義からいくと、いじめのケースが0件という事はある得ないかなというような定義だと思うんですけど、そういうふうなことを含めて、各学校の方で、子どもの発達段階とか学年にもよると思うんですけども、しっかりと見ていただいて、先ほど川合委員とかもおっしゃっていただいたように、初期の段階から早い段階でそういつ

たことをこっちがキャッチして対応していくということが、初期の対応につながるのかなっということも含めまして、学校の方をお願いをさせていただいておるところです。まだまだそれでも完全に周知されてるかという、どうなのかなと思うところがあるので、引き続き周知していきたいなというふうに思っています。すみません。

(鎌塚会長)

ありがとうございます。はいどうぞ。

(川合委員)

定義についてはやはり昭和61年の定義、令和6年度の定義、そして先ほど伊藤委員がおっしゃった平成18年度の定義、これはいわゆる国と学校のいじめに対する方針については、必ずしないといけない義務ですよ。津市のやつであつたりとか、地方公共団体のやつについては義務ではないですよ。その辺りが今、各学校のホームページ開いて、新定義に変わっているというのを読ませていただいておりますけども、やはりきっちりとか改定を受けて変えていращやる学校がほとんどだと自分は思っているんです。ただ、やはりそれを周知していただくのは何回も何回も言っていけないと、それが全校種まで届かないというあたりがあると思いますので、ぜひ教育委員会の皆様のお立場として各学校への周知をぜひお願いしたいなと思っています。

(鎌塚会長)

ありがとうございます。他の方、いかがでしょうか。

(山本委員)

木原会長さんや外岡先生から昔の世代が体験してきたいじめと、今日的ないじめが異なるというお話いただきまして、あっと思ったのはやはり児童虐待の定義についても、そういう変化というのはすごく重なるものがあると思いながら伺ってました。多くのお父さんお母さんは別に子どもを叩いても、それは子どものために涙を飲んで暴力をふるったんだみたいなお話をされる方が多ございます。実際そういった経験をされた親御さんは、それで私は親や先生に恩義を感じて社会人として責務を果たせるようになったんだと、殴らず

に育ててろくなものにならなかつたら、児童相談所は責任とってくれるのかというようなことをおっしゃる親御さんというのは段々割合としては減りつつも、まだまだ沢山だと思いますので、単にいじめ問題も、過去自分の経験だけに照らし合わせて判断をするというのは、私も厳に戒めなきゃ、ついそうしてしまいがちなというふうに感じながら聞かせていただきましたという感想です。

（鎌塚会長）

ありがとうございます。他の方、いかがでしょうか。

（鎌塚会長）

よろしいですか、すみません。いろいろお話伺って勉強になることばかりだったんですが、それこそ私のイメージでは先輩が後輩をいじめるとか、学年を超えていじめというのがある世代というかイメージなんですけど、今はそういうのは少なく、この区分で見ても同じグループとか、近しい子どもたちの間で嫌がらせとかが起きているという認識でよろしいのでしょうか。特に、現場の先生方とか同じ学年でのいじめが多いのか、それとも未だにやはり学年を超えて、部活動とかはやはり学年跨ぐので、そうかもしれませんが、体感的にどのくらいの割合とか、実際にご存知の件数でも良いのですが教えていただければありがたいです。

（福山委員）

私からですけれども、ほとんどいじめと認知する以前に、からかいとかそういったのも同じ学年・クラス・部活動ですね。本当に仲が良かった生徒が、例えば SNS 上の LINE なんかで、1 人を省けにして、そのまま違う仲間でグループを作ってしまうとか、そういった事案がやはり多いですね。まあそのご質問に対してはそういう感じです。

（鎌塚会長）

ありがとうございます。お願いします。

（山口委員）

私も同じように思います。子どもたち同士の関係が近いほど発生しやすいので、同じ学年、それがさらに同じクラスとか、同じ班で

あつたりというふうに、近い関係であればあるほど起こりやすいと。重大なものではなくて、言葉によるものなんですけども、そういうのが多いなというふうに思います。私が初めて校長になったときの最初赴任した学校で、職員が事案を報告したときに、いじめとして認知することに職員が躊躇して、校長先生これはいじめですかというふうに言いました。これは定義に基づいていじめなんだから、きちんと報告を上げて、教育委員会に報告して、学校もそのように謝罪をしなきゃいけないよということで、ちょうど上げたんですが、その数日後にその保護者の方が津市教委へ行かれまして、ほらねと言った覚えがあるんですけども、これやってなかったら学校としてやるべきことをやってなかったということで、逆にそこを突かれてぐちゃぐちゃになっていくんだよということを、職員に言った覚えがあります。やはり広く認知してやるべきことをやっていくというのが、すごく大事なのかなというふうに思います。

(鎌塚会長)

ありがとうございます。

(福山委員)

例えば LINE のグループにおいても、ストーリーとか一日で消えることがあるじゃないですか。結局誰かが物珍しさで、上げてはいけないような顔写真を少し細工したりとか、してはいけないような物を載せたとする場合、ストーリーは1日で消えるんだけど、誰かが取り込んでしまうので、それを面白いからもう少し大きいラインに流してしまう、それによってバーッとそれがいじめとかになっていくというパターンというのが昔ありました。ですから結局、仲間内でちょっと面白い物を上げた者がいて、それが面白いから取り込んでそれを拡散するところから発生するというのが非常に多かったですね。以上です。

(鎌塚会長)

ありがとうございます。

(古市委員)

本校の場合だと、先輩後輩というのはすごく仲が良いというか、どちらか揉めるというのはやはり同学年で揉めてということが多いです。

（鎌塚会長）

ありがとうございます。すみません私の方が会長なのに、黙っておれずに失礼しました。他の委員の方、ご発言お願いいたします。

（伊藤委員）

よろしいでしょうか。

（鎌塚委員）

どうぞ。

（伊藤委員）

すみません。今日の資料の3－1とか3－2のいじめの態様別のところで、パソコンとか携帯電話でということで、学校現場の方からもそういった情報をいただいたんですけれども、特にパソコンとか携帯電話で子どもたちが誹謗中傷が上がっていたりとか、写真が先ほども挙げられたりとかというふうなことは、なかなか大人側には見えにくいというか、見えない世界だと思うんです。グループでLINEとかしていたときにも、これおかしいよね、この発言おかしいよねとか、この書き込み少しおかしいよねということがあったときに、それに気がついた子供が誰かに相談したり、先生に伝えたりとかというようなことができるかどうかというのもすごく大きいのかなと思うと、多分ここに挙がってきてる数字って氷山の一角なのかなというふうに思うのですが、この辺りのパソコンとか携帯もほとんどの子どもたちが、小中学校とか高校生は持ってると思うんですけども、その辺りで中々見えにくい部分だと思うんですけども、子どもたちへの指導というか難しい部分だと思うんですけど、どんなものでしょうか。お願いします。

（山口委員）

本校は北はそれこそ桑名から伊勢とか名張から全県から生徒が通っておりますので、ほとんどの生徒がやはり携帯を持ってるんですよね。日常も学校の通学の時点で持っています。当然、学校ではタ

ブレットを当然持ち帰りしておりますので機器としてはいくらでも使える環境であるわけです。今、伊藤委員おっしゃったようにやるのもいくらでもありますし、当然私たちも見えないところっていっぱいあるんだというふうに思います。私たちの耳に入ってくるものというのは、本当に一部なんだろうなというふうに、これは実感としてはあります。子ども達のいじめの問題もありますけど、もっと広い世界でのつながり、それこそ大人の人とのつながりであったりとか、そういう出会いの部分とか、むしろそっちの方が重大なことにがこっていく。思った以上にこの携帯、スマホの普及に伴って、子どもたちがそれによっていじめっというのは、思った以上にあんまり広まってないのかなというふうには思っていて、それも日々の中でのちょっとした省けであったりとか、無視をしたりとか、少し嫌なことを言ったりとかいう、そっちの方がむしろ日々起こってる事案なのかなと思っています。もっとスマホがどんどん普及していくにあたって、これらはものすごい数に増えるんじゃないかという予想もしたんですけど、意外とそうでもないのかなと、もちろん事案としてはありますけどもというのがあって。

(伊藤委員)

ありがとうございます。

(外岡副会長)

今、伊藤委員が言われた部分は実際の話、山口委員さんも言われたことで、僕ら見えてないというのが正解やと思うんですよね。完全にオープンなところで交わされるやつは逆に少なくて、鍵かかった部屋で交わされることのほうが結構しんどいと思うし、それがたまにポンって外に触れられると、それで一気にしんどくなるとかというあたりとか。ただ、僕らがそれを管理下に置くことはできないし、それは学校の教員だけじゃなくて、家庭においても保護者の方も中々そこには触れないというので、本当にそこらへんのモラル教育ってすごく難しいなというふうに思ってます。

(鎌塚会長)

他の方、いかがでしょうか。まだ少々お時間がありますので、これを機にご質問とかご意見があればお願いします。

(伊藤委員)

先ほど保護者の方のことが出たんですけど、P連さんのほうで、この携帯の利用とかで、一時期そういう研修会を保護者向けにされてたのがあったのかなって記憶しているんですけど、そのようなものは今どんな感じ何ですかね。

(木原委員)

P連で出前講座みたいなもので、スマホトラブルをさせていただいていて、それは保護者向けであったりとか、保護者と一緒に児童生徒も聞いてくださいみたいな形で展開をさせていただいています。保護者としてはやはり、今でいうと小学校6年生ぐらいで、中学校をにらんで皆スマホを持つみたいな感じになってきてまして、小学校6年生の保護者の方は、結構敏感にその辺りを捉えています。自分も娘が中学校にいるんですけど、そのコミュニケーション、友だちとのコミュニケーションは、本当にもうラインとかチャットとかで行っていて、男親からして娘のスマホを見るということは中々ハードルが、嫁さんのスマホを見る以上に、やはり男親としてはハードルが高いです。息子のはまだ聞けるけど、娘は無理なんで。こう学校の先生方は、山口先生とか言われたスマホの中のトラブルを認知していくというのは、非常に難しいんじゃないかなというふうに思っていて、外岡先生が言われたように、潜在化していて見えてないだけじゃないかという疑問も常に持っています。この調査の結果で見た件数で、思っていたより少ないなというのが保護者としての僕としての感想です。関心はあるけどというところですよ。

(鎌塚会長)

ありがとうございます。確かに皆さんおっしゃったみたいに、件数としてもそんなに多くないと思うし、見えてないだけということもありましたけども、いわゆる今の若い子たちは結構使い方も上手ですから、私たちよりも上手く隠しているのかわかりませんが、納得されているんじゃないかなと思っております。他はいかがでしょうか。時間的には最後の話題になりそうかと思いますが。例えば、警察の相談窓口で受けた相談というのは、どういう判断基準で分類して学校で取り組むか、それとも秘密にしておくかというのは。

(石神委員)

基本的には、相談者の意向を確認したうえで、情報を共有させていただくかを判断します。。

（鎌塚会長）

それはやはり言わないでほしいという人が多いのでしょうか。

（石神委員）

人数を示すことは難しいですが、言わないで欲しいと希望される方もおられます。

なお、サポートセンターで対応している案件では、本人や親の了解を得た上で、継続しての面接を繰り返すなどしています。

（鎌塚会長）

やはりもう自分で助けてほしいと言える子は連絡してくるんですよ。

（石神委員）

連絡をくれる子もいますが、自ら助けて欲しいというのが難しい事情はあると思います。本人ではなく、第三者や学校さん側からお話をいただくこともあります。

（鎌塚会長）

ありがとうございます。

（石神委員）

この機会にひとつ言いたいのですが、いじめの問題に関しては、当事者である子ども達に目線がいつてしまいがちですが、私は親の目線で防ぐことが出来るものもあると考えています。

例えばですが、体が臭いとか、毎日服が同じで汚いといったことは、いじめの原因の一つとしてあり得ると思うのですが、こうした場合には家庭に問題があることが考えられます。特に小学校の低学年のような子ども達はそうしたことを自分で解決することは難しいので、親が問題になっているとも考えられます。小学校の先生方で、そうした家庭環境の問題などに気づかれた方がおられましたら、子どもにいじめが発生していないかも含めて気をつけていただければと思います。

(鎌塚会長)

ありがとうございます。

(外岡副会長)

すみません、今の件でやはり色々な養育については非常に困難を抱えてる、養育自体に支援を必要とされてる家庭というのが結構あって、例えば先ほど言われたように、服がすごい臭いとか何日もお風呂に入っていない、パンツ履いてこうへんとか、頭にシラミが湧いてくるとか、その子が特異に見られるような状況が発生しているときに、まず学校としては担任がまずほっとかないですね。そのことに対して当然親に切り込んでいかなあかへんし、親がやってくれなかったら学校で子どもの頭を洗ったってもいいし、パンツ洗ったってもいい。でも同時にそのことを理由としていじめるというのはどうなんだという話も僕らはやはりしていきます。やはりどんなことがあっても、人が人を馬鹿にしたりというのは、絶対にこれはおかしいんだということを僕らはやはり伝えたいし、それでその背景の家庭という部分で言うと、加害というかしてしまった子の生活背景であるとか、その子も家でどんなことを言われて、それが他の友だちに出てしまってるのかということまで、僕らは掴みにいかないと先ほど言っていたように、これしたから駄目というだけでは解決にならへんというのは、全く自分も同感でございます。

(鎌塚会長)

ありがとうございます。

(川合委員)

自分も同感で、やはり学校でいじめられているというそういう現象を見たときに、その学校の場面だけではなくて、きっちりとやはり担任なりが家庭訪問して、親と話し込んで、この子は今、辛い思いをさせられているということも伝えながら、やはりその保護者を変えていく。その立ち位置もやはり、被差別・加差別の側に置かれている子ども達もいるわけですね。それでそこからやはり解放してあげることが大事なのかなと思うので、そういう子どもの状況を変える、そういう取組というのは暮らしから子どもを見ていくってことが大切なのかないうふうには思います。

（鎌塚会長）

ありがとうございます。時間の関係上、色々な貴重なお話をさせていただきましたが、一旦切らせていただきます。それでは事項書の協議事項の(2)その他についてですが、何かございますでしょうか。

（伊藤委員）

すみません。本当にいろいろ聞かせていただいて教育委員会としても今後の取組みの非常に大切なご意見いただいたというふうに思っています。

開催の時期なのですが、今回 11 月 28 日ということで、年が終わりという状況なんですけども、もう少し早い方がいいのかなとも思いつつ、学校行事とか色々とあって、お集まりいただくのが難しいのかなと思うのですが、どうでしょうか。もう少し早い方がいいのではないかなと思うんですけれど、ただあんまり早すぎると学校の状況とか実状が、ここでお伝えいただけないのかなと思うんですけども、そのあたり事務局のほうはどうですか。

（教育研究支援課長）

それぞれの学校の状況としては、早かったら学校祭等と重なってくると思うんです。当然我々も対策を考えていく上では、少しでも早い段階でさせていただいた方がいいのかなというふうには思っております。それぞれ集まっていたく皆さんと、それから状況も把握していただいてというのものもあるかと思いますので。

（伊藤委員）

やはり少しご意見を聞かせていただいて次回の時期を決めさせていただくのもどうでしょうか。少し時期的に遅いのかな、一回目にしては遅いのかなというふうなことも思いましたので、意見というか今後の課題かと思いましたので、よろしく願いいたします。

（鎌塚会長）

時期の問題と、あと回数も多い方が連携がとれるというか、増やしていった方がいいかもしれません。その他、いかがでしょうか。それでは、無ければ事務局からの連絡をお願いします。

(事務局)

事務局より連絡

(鎌塚会長)

ありがとうございます。それでは本日は進行にご協力いただきありがとうございました。今後も関係機関等で連携がとれるように皆様のご協力をお願いいたします。それでは以上で閉会とさせていただきます。気を付けてお帰り下さい。ありがとうございました。